佐用町農業委員会委員の候補者の推薦または応募の状況一覧

番号	区分	農業委員会委員の候補者								推薦者	推薦・応募の理由
		氏名	職業	年齢	性別	農業者区分	経歴	農業経営の状況	農地利用最適化推進委員への推薦又は応募の状況	氏名	
1	推薦	岡本（おかもと）　進一（しんいち）	自営業	64	男	どちらにも該当しない	R8.4　新町自治会長	なし	なし	駅前自治会長 西坂一成 他２名	駅前・栄町・新町自治会長の協議により適任であると推薦された。
2	推薦	中西（なかにし）　辰夫（たつお）	農業	74	男	どちらにも該当しない	H31.4 ～ R6.3　延吉自治会長	水稲 60a	なし	平福地区代表自治会長 山根浩 他４名	高い見識と強い熱意をもって水稲を中心とした農業経営をされており、適任である。
3	推薦	大永（おおなが）　克司（かつし）	農業	67	男	どちらにも該当しない	R7.4　中ノ原自治会長	水稲 露地野菜 20a	なし	海内自治会長 堤敏明 他２名	これまでの農業経験、職歴、実績などから地域の信任を得ており、地域農業や農家情報に精通されている。
4	推薦	福田（ふくだ）　範康（のりやす）	農業	71	男	認定農業者である。（法人の役員である）	R6.3　農業委員会会長 R7.4　福澤自治会長 R8.3　福澤農会長	水稲 露地野菜 2,500a	なし	江川地区代表自治会長 永本摂治 他１名	認定農業者であり、水稲を中心に大規模な農業経営をされている。地域農業の担い手であり適任である。
5	推薦	髙本（たかもと）　耕作（こうさく）	農業	73	男	どちらにも該当しない	R6.3　農業委員会委員	水稲 350a	なし	才金自治会長 森口治 他１名	現在、農業委員をされており、農地法に精通しており、適任である。
6	推薦	竹内（たけうち）　辰巳（たつみ）	農業	73	男	どちらにも該当しない	R2.4　金屋自治会長 R2.5　地域づくり協議会役員 R3.3　農業委員	水稲 露地野菜 410a	なし	上月地区代表自治会長 中井幹夫 他１名	水稲を中心とした大規模な農業経営を行っており、地域農業の中心的な担い手となっており適任である。
7	推薦	間嶋（まじま）　義弘（よしひろ）	団体職員	67	男	認定農業者である（法人の役員である）	R3.3　農業委員 R5.4　農事組合法人櫛田南代表理事	水稲 露地野菜 1,610a	なし	久崎地区代表自治会長 湯淺康晴 他１名	現農業委員として職責を果たしており、知識・経験が豊富で、地域からも信頼されている。

佐用町農業委員会委員の候補者の推薦または応募の状況一覧

番号	区分	農業委員会委員の候補者								推薦者	推薦・応募の理由
		氏名	職業	年齢	性別	農業者区分	経歴	農業経営の状況	農地利用最適化推進委員への推薦又は応募の状況	氏名	
8	推薦	衣本（きぬもと） 貴浩（たかひろ）	農業	54	男	認定農業者である（法人の役員である）	R6.4 ㈱山本営農代表取締役 R7.4 安川地区農会長	水稲 露地野菜 4,000a	なし	中安地区代表自治会長 岡本正 他１名	認定農業者であり、水稲を中心とした大規模な農業経営を行っており、地域農業の中心的な担い手となっている。
9	推薦	畑中（はたなか） 邦央（くにお）	農業	71	男	どちらにも該当しない	R5.3 佐用町農業委員	果樹 10a	なし	徳久地区代表自治会長 阪東新一郎 他２名	現在農業委員をされておられ、実績もあることから適任である。
10	推薦	福原（ふくはら） 正幸（まさゆき）	会社員	68	男	認定農業者である。	H31.3 佐用町農業委員	水稲ほか 1,450a	なし	三河地区代表自治会長 淡路剛 他２名	水稲・もち大豆の栽培を中心に大規模な農業経営を行っており、認定農業者であり現在農業委員を務めておられるため、適任である。
11	推薦	香嶋（こうしま） 昭仁（あきひと）	農業	58	男	認定農業者である。	R5.4 佐用町認定農業者	水稲ほか 1,600a	なし	三日月東部地区代表自治会長 藤本正文 他１名	水稲や野菜などの大規模な農業経営を行っており、地域農業の中心的な担い手である。また、認定農業者でもある。
12	推薦	廣瀬（ひろせ） 龍哉（たつや）	農業	67	男	どちらにも該当しない	R6.4 農業委員会委員	水稲 露地栽培 200a	なし	島脇自治会長 廣瀬義人 他２名	水稲を中心に大規模経営を行っており、地域農業の中心である。また、現役の農業委員であるため、適任である。
13	推薦	桑田（くわた） 淑恵（よしえ）	事務職	63	女	どちらにも該当しない	R1.10 水土里会事務局事務職員	野菜 5a	なし	重崎勇人 他１名	長年佐用に居住されており、地域にも精通されている。また水土里会の職員として佐用町の農業の現状・課題にも理解があるため適任である。

備考

１　この公表は、農業委員会等に関する法律第９条第２項及び同法施行規則第６条の規定によるものです。

２　年齢は令和８年１２月１日現在のものです。